

人間文化研究機構国立国語研究所
競争的研究費の直接経費からPI等の人件費の支出により確保された財源の活用方針

令和7年2月12日
所 長 裁 定

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者又は研究分担者(以下「PI等」という。)の人件費を支出することにより確保された財源(以下「確保財源」という。)について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。

1. 目標

人間文化研究機構国立国語研究所(以下「研究所」という。)の研究力向上を目指し、研究者が意欲的に研究活動に従事できるよう、PI等の処遇改善や研究環境の整備等を図ることを目標とする。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

(1)PI等への研究力強化の支援

- ①PI等のインセンティブ支給・処遇改善等
- ②PI等の研究環境の整備

(2)研究所の研究力強化に資する施策

- ①研究者の育成支援(若手研究者のスタートアップ研究の支援等)
- ②共用研究機器等の研究環境の整備

3. 留意事項等

- (1)直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであるため、確保財源の活用を強制するものではない。
- (2)本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組む。
- (3)研究所は、PI等の研究以外の業務の軽減に努めるものとし、PI等は、本制度によって長時間労働とならないよう自己管理に努め研究力向上に取り組むものとする。
- (4)本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。